

仕様書【印刷物の作成】

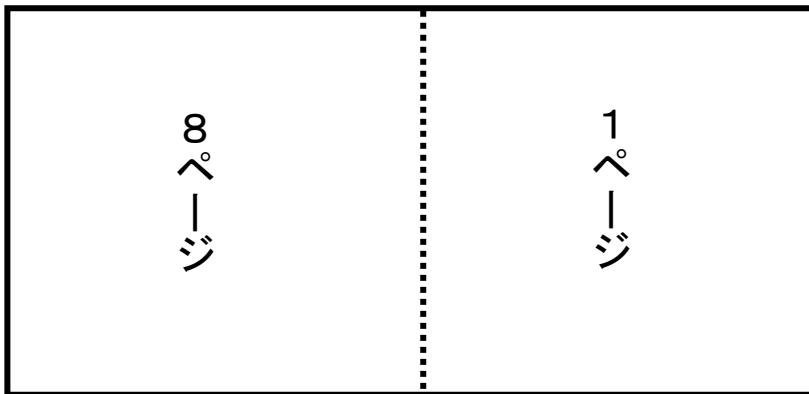
件 名	パンフレット「国民年金の加入と保険料のご案内」
紙 質	上質紙 A判 35.0kg ※グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合を除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨・赤・青・黄） 裏4色（墨・赤・青・黄）
サ イ ズ	A3（縦297mm×横420mm）2枚（仕上がり：A4・8頁）
製 本	・冊子加工：中綴じなし（仕上げ寸法は297mm×210mm（A4・8頁）） ・折加工：1頁の表題部分「国民年金の加入と保険料のご案内」が外側に現れるように巻三つ折り。
梱 包	製品は100部ごとに帯封等をし、1箱1,000部で梱包すること。 梱包単位に満たない端数が有る場合は、その端数を1梱包とすること。 箱についてはダンボール箱等仕様書のとおり。 ※製品は機械処理にて封筒へ封入するため、折れ曲がりがあると作業に支障をきたすことから、梱包及び納品の際は、細心の注意を払うこと。 ※梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月、製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	1,034,000部
納 期	第1回目：令和8年 3月 9日（164,000部） 第2回目：令和8年 4月20日（152,000部）（予定） 第3回目：令和8年 6月15日（ 96,000部）（予定） 第4回目：令和8年 7月21日（154,000部）（予定） 第5回目：令和8年 9月14日（246,000部）（予定） 第6回目：令和8年12月14日（ 93,000部）（予定） 第7回目：令和9年 1月18日（129,000部）（予定）
納入場所	日本年金機構が指定する場所（首都圏1か所）

その他	<ul style="list-style-type: none"> 印刷内容は、添付の見本を参照すること。なお、基本的な仕様に変更はないが、正式な原稿では見本から大幅な文言やレイアウト等の変更を行う場合があるため、留意すること。 印刷の構成は別紙「パンフレットの印刷構成」を参照すること。 正式な原稿は、業者決定後に電子媒体（セキュア USB メモリ等）で提供する。 印刷原稿は機構が引き渡した電子データを使用し版下を作成すること（校正原稿は紙媒体及びテキストデータを識別できるPDFファイルによって提出すること）。 校正原稿の校了後、プレ印刷帳票を提出すること。 プレ印刷帳票の校了後日本年金機構の指示により本番品を作成すること。 第2回目、第3回目、第4回目、第5回目、第6回目、第7回目の納品日及び納品数量を変更する場合がある。変更する場合は30日前までに連絡する。 第2回目、第3回目、第4回目、第5回目、第6回目、第7回目の納品時に原稿を変更することがある。変更後の原稿は電子媒体（セキュアUSBメモリ等）で提供する。変更する場合は、納期の30日前までに変更後の原稿を提供する。 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 毎回納品時に、製品サンプル10部を下記校正担当に納品すること。 印刷用版下データを電子媒体（セキュアUSBメモリ等）で納品すること。 本委託業務の主体的部分は、印刷、加工、梱包の工程とする。運送については、主体的部分を除く一部分として再委託を認める業務とする。 仕様書に関して質問がある場合は令和7年12月26日（金）17時00分までに「質問書」（任意形式）により、下記担当部署あてにFAXにて提出すること（FAX送信後、電話により到着確認を行うこと）。 回答については、令和8年1月7日（水）までに行う予定。 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは全て下記校正担当に行うこと。
校正担当	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構 国民年金部国民年金業務グループ 担当：安達・鮫島 電話番号：03-6897-4109 FAX番号：03-6892-0758</p>

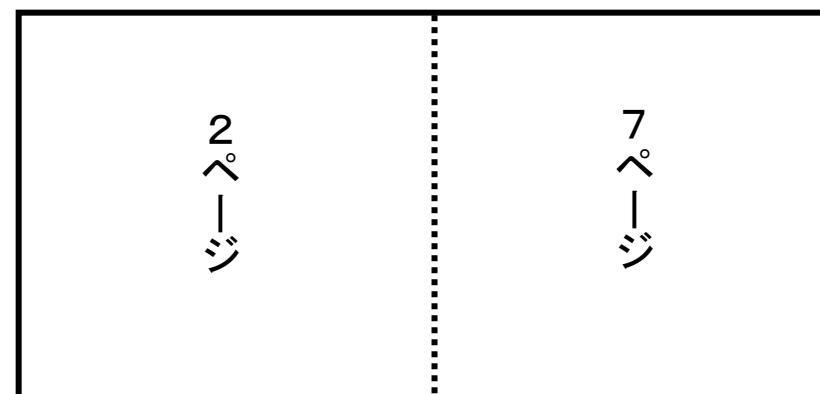
パンフレットの印刷構成

原稿の印刷は、以下の構成で行う。

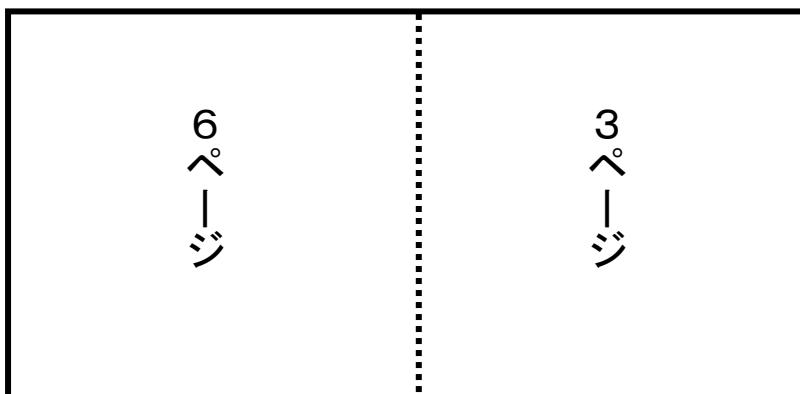
A3 1枚目（表）



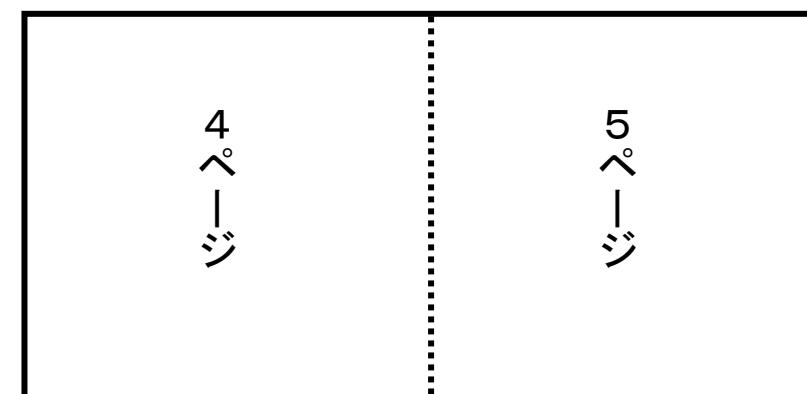
A3 1枚目（裏）



A3 2枚目（表）



A3 2枚目（裏）



ダンボール箱等仕様書

作成単位が「箱」である帳票等を梱包する段ボール箱については、次の仕様に従って作成すること。

また、作成単位が「箱」以外の帳票等であっても、納品に際してダンボール箱で梱包し納品する帳票等は、ビニール包装して、この仕様書に沿ったダンボール箱を使用すること。納品の運搬等で箱がつぶれる等により帳票等が傷んだりすることのないよう留意すること。

サイズ	ダンボール箱のサイズは帳票の製品サイズに対し、各辺約10mm加算した内寸とする。	<p>(例) 16イチ×13イチ×7イチ3/4の帳票 ↓ ↓ ↓ 417mm×341mm×207mm の内寸 (各辺約10mmプラス)</p>
材質	<p>(基準材質)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Kライト-K6 220g/m² ・中芯：SCP180g/m² 	材質については、左に挙げた材質を基準に、それ以上の強度が得られる材質に用いること。
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・箱の2面(側面)に、右の記載事項を印刷(記載)するか、シールを貼付して表示すること。 <p></p> <p>(A>B)であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きさ 貼付け面面積2分の1以上の大きさとし、利用できる最大の文字サイズを利用すること。 	<p>(記載事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 帳票番号 ② 帳票名 ③ 数量 ④ 製造業者名 ⑤ 製造年月 <p>(目安)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シールを使用する場合の大きさはB列5判程度とする。 ・文字サイズは30～40ポイント程度をその表記する内容により使い分けること。 ・段ボールに直接印刷する場合は、シールの大きさに準じ、判別しやすい文字サイズ・フォントで印刷すること。
包装	可塑剤含有しない耐透明フィルムを使用する。	ポリエチレン系または、ポリプロピレン系で包装する。

20歳になった皆様と世帯主の方へ 国民年金の加入と保険料のご案内

見本

日本国内にお住まいの、20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等は、国民年金（第1号被保険者）に加入することが義務づけられています。

国民年金のメリット

老後を支える終身保障！

「老齢基礎年金」が受け取れる一生の保障です。

納めた保険料の全額が所得から控除！

家族の保険料を納めた場合、家族の分もまとめて申告できます。

万が一の障害や遺族を保障！

老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

基礎年金の半分は国（税金）が負担！

基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

同封物をご確認ください。

- ① 国民年金保険料納付案内書 1通
- ② 国民年金保険料口座振替納付申出書 1通
- ③ 納付書（前納・上期・下期・各月） 最大 15通
(「領収（納付受託）済通知書」と記載された横3連の帳票)
- ④ 国民年金の加入と保険料のご案内（本リーフレット） 1通
- ⑤ 基礎年金番号通知書 1通
(20歳前に基礎年金番号をお持ちの方には、同封していません。)
- ⑥ 国民年金保険料学生納付特例申請書 1通
- ⑦ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 1通
- ⑧ 返信用封筒 1通
※年金手帳に代わり⑤を交付しています。
※②および⑥は別便にてお送りする場合があります。
※返信用封筒は、②、⑥または⑦の届出の際にご利用ください。

<表面>

基礎年金番号通知書
基礎年金番号 XXXX-XXXXXX
フリガナ XXXX XXXXXX
氏名 ○○ ○○
生年月日 XX XX年XX月XX日
XX XX年XX月XX日交付 厚生労働大臣

<裏面>

年金についての相談
年金についてわからないことがあるときは、年金事務所にご相談ください。なお、国民年金については、市区町村役場でも相談できます。
日本年金機構

基礎年金番号通知書は、大切に保管してください。

外国人のみなさま向けの国民年金のご案内

For more information about the national pension system, please visit the Japan Pension Service website.

国民年金 外国人 検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gaikoku_nenkin.html



加入後に必要な手続きについて、以下のフロー図から、確認をお願いします。



■20歳直前で海外出国されこの案内が届いた場合は、お近くの年金事務所へご連絡ください。

■諸外国との社会保障協定で定められた適用証明書をお持ちの場合、国民年金の適用が免除される可能性があります。

お近くの年金事務所へご相談ください。社会保障協定については日本年金機構のホームページをご覧ください。



日本年金機構

Japan Pension Service

保険料を未納のままにすると…

見本

令和7年4月～令和8年3月分の国民年金保険料は、**17,510円（月額）**です。

保険料の納付期限は翌月末（例えば4月分は5月末まで）です。

■障害年金・遺族年金を受け取ることができない場合があります。

不測の事態が起こったときに、年間約83万円※が支給される障害年金や遺族年金が受け取れない場合があります。

※83万円は令和7年度の障害基礎年金2級および遺族基礎年金の金額です。



このうち20代の受給権者は

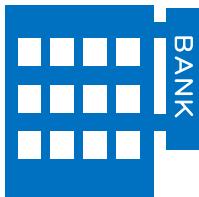
約25.3万人

年金は老後の保障だけではありません

国民年金保険料は納付方法が選べます



(1) 納付書
<3ページをご覧ください>



(2) 口座振替
<4ページをご覧ください>



(3) クレジット
<5ページをご覧ください>

●市（区）役所および町村役場の窓口では納めることができません。

●年金事務所の窓口では、原則、保険料の領収は行っておりません。

●その他、納付に関する注意事項は、同封の「国民年金保険料納付案内書（納付書送付書）」および「納付書」の裏面をご覧ください。

保険料をまとめて前払い（前納）するとお得です！

付加年金で年金額を上乗せできます

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金額（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算しますので、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

付加年金は申出月からの開始となりますので、お早めにお申し出ください。

■国民年金保険料の納付を免除されている方、国民年金基金へ加入している方は付加保険料を納めることはできません。

■付加保険料も前納する期間によって割引を受けられます。

以下のいずれかの方法で「国民年金被保険者関係届書」をお申し込みください。後日納付書をお送りします。

■市（区）役所または町村役場、もしくは年金事務所へお申し込みください。

■マイナポータルを利用した電子申請

マイナポータルを利用した電子申請を行うことができます。

詳しくは日本年金機構ホームページをご参照ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html



納付書による納付を希望される方

見本

納付書は金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口、電子納付（ペイジー、インターネットバンキング等）、またはスマートフォンアプリによる電子決済が利用できます。

① 金融機関

全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合

②コンビニエンスストア等

全国のコンビニエンスストア（詳しくは納付書裏面をご確認ください）

③電子納付 (Pay-easy)

同封の納付書に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」をPay-easy対応のATMかインターネットバンキングの画面に入力するだけで納付できます。

④電子決済（スマートフォンアプリによる納付）

同封の納付書とスマートフォンがあれば、決済アプリを使用した電子（キャッシュレス）決済で納めることができます。対応決済アプリなどの詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。



●お支払い保険料と前納割引額

【令和7年度額】

種類	1ヶ月		6ヶ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
現金	17,510円	－	104,210円	850円	206,390円	3,730円	409,490円	15,670円

■最大で翌々年3月分まで（2年分）前納できます。

納付書は同封されておりませんので、ご利用の際は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

前納は申出月からの開始となりますので、前納を希望される場合は、お早目にお申し出ください。

※国民年金に加入した年度末まで納付いただき、翌年4月から2年前納をご利用いただくことができます。

【注意事項】

- 使用期限を経過すると、同封の前納用納付書で納められません。
 - 同封の前納用納付書以外にも前納できる期間がある場合には、前納用納付書を新たに発行します。お近くの年金事務所へお問い合わせください。
<例> 「7.5～8.3」前納用納付書の使用期限である令和7年6月2日を過ぎてしまったが、前納したい
⇒年金事務所にお問い合わせいただければ、令和7年6月分から令和8年3月分までの前納納付書を
発行しますので、新たに発行された納付書を使用し使用期限（令和7年6月30日）までに納めて
ください。
この場合、5月分の保険料は、毎月納付用の納付書で納める必要がありますのでご留意願います。
 - **加入月（20歳の誕生日の前日が属する月）から翌年3月までの各月納付書と加入月の翌月分から翌年3月までの前納用納付書が同封されている場合があります。加入月の翌月から前納用納付書により納付される場合、加入月の納付も必要です。**
 - 電子納付や電子決済に使用した納付書は、誤って金融機関等の納付に使用しないようご注意ください。

口座振替による納付を希望される方

見本

番号コード
4 8:5:6
S1年

年金事務所長 あて

国民年金保険料口座振替納付申出書

兼還付金振込方法申出書(年金事務所用)

年 月 日

国民年金保険料を年金振込料金により納付したいの申出します。
また、国民年金保険料の払い過ぎ等により戻し(払い戻し)が発生した場合の口座への振込
について、「還付金振込方法のとおり申出します。」

基 基 金 金 保 険 料 口 席	年 金 番 号	生 年 月 日	電 話 番 号	種 別	電 話 番 号
國 民 年 金 保 険 事 務 所 長 者	年 月 日	1 自 宅	3 勤 務 先		
		2 携 帯	4 その 他		

氏 名 住 所

フリガナ

性別
○ 男 ○ 女

金 融 機 間 名 支 店 名 預 金 種 別 口座番号(右詰めで記入)

1 新行 4 安全年金

1 本店 3 本所

1 普通

2 保険年金 5 勤業年金

2 支店 4 本所

2 当座

3 健康年金

種別コード 預金種別コード 通帳記号 通帳番号(右詰めで記入)

○ 1 翌月末振替 ○ 4 当月末振替(早納)

○ 2 6ヶ月前納 ○ 5 2年前納

○ 3 1年前納 ○ 6 2年前納(4月開始)

○ 7 3年前納 ○ 8 4年前納(4月開始)

○ 9 5年前納 ○ 10 6年前納(4月開始)

○ 11 7年前納 ○ 12 8年前納(4月開始)

○ 13 9年前納 ○ 14 10年前納(4月開始)

○ 15 11年前納 ○ 16 12年前納(4月開始)

○ 17 13年前納 ○ 18 14年前納(4月開始)

○ 19 15年前納 ○ 20 16年前納(4月開始)

○ 21 17年前納 ○ 22 18年前納(4月開始)

○ 23 19年前納 ○ 24 20年前納(4月開始)

○ 25 21年前納 ○ 26 22年前納(4月開始)

○ 27 23年前納 ○ 28 24年前納(4月開始)

○ 29 25年前納 ○ 30 26年前納(4月開始)

○ 31 27年前納 ○ 32 28年前納(4月開始)

○ 33 29年前納 ○ 34 30年前納(4月開始)

○ 35 31年前納 ○ 36 32年前納(4月開始)

○ 37 33年前納 ○ 38 34年前納(4月開始)

○ 39 35年前納 ○ 40 36年前納(4月開始)

○ 41 37年前納 ○ 42 38年前納(4月開始)

○ 43 39年前納 ○ 44 40年前納(4月開始)

○ 45 41年前納 ○ 46 42年前納(4月開始)

○ 47 43年前納 ○ 48 44年前納(4月開始)

○ 49 45年前納 ○ 50 46年前納(4月開始)

○ 51 47年前納 ○ 52 48年前納(4月開始)

○ 53 49年前納 ○ 54 50年前納(4月開始)

○ 55 51年前納 ○ 56 52年前納(4月開始)

○ 57 53年前納 ○ 58 54年前納(4月開始)

○ 59 55年前納 ○ 60 56年前納(4月開始)

○ 61 57年前納 ○ 62 58年前納(4月開始)

○ 63 59年前納 ○ 64 60年前納(4月開始)

○ 65 61年前納 ○ 66 62年前納(4月開始)

○ 67 63年前納 ○ 68 64年前納(4月開始)

○ 69 65年前納 ○ 70 66年前納(4月開始)

○ 71 67年前納 ○ 72 68年前納(4月開始)

○ 73 69年前納 ○ 74 70年前納(4月開始)

○ 75 71年前納 ○ 76 72年前納(4月開始)

○ 77 73年前納 ○ 78 74年前納(4月開始)

○ 79 75年前納 ○ 80 76年前納(4月開始)

○ 81 77年前納 ○ 82 78年前納(4月開始)

○ 83 79年前納 ○ 84 80年前納(4月開始)

○ 85 81年前納 ○ 86 82年前納(4月開始)

○ 87 83年前納 ○ 88 84年前納(4月開始)

○ 89 85年前納 ○ 90 86年前納(4月開始)

○ 91 87年前納 ○ 92 88年前納(4月開始)

○ 93 89年前納 ○ 94 90年前納(4月開始)

○ 95 91年前納 ○ 96 92年前納(4月開始)

○ 97 93年前納 ○ 98 94年前納(4月開始)

○ 99 95年前納 ○ 100 96年前納(4月開始)

○ 101 97年前納 ○ 102 98年前納(4月開始)

○ 103 99年前納 ○ 104 100年前納(4月開始)

○ 105 101年前納 ○ 106 102年前納(4月開始)

○ 107 103年前納 ○ 108 104年前納(4月開始)

○ 109 105年前納 ○ 110 106年前納(4月開始)

○ 111 107年前納 ○ 112 108年前納(4月開始)

○ 113 109年前納 ○ 114 110年前納(4月開始)

○ 115 111年前納 ○ 116 112年前納(4月開始)

○ 117 113年前納 ○ 118 114年前納(4月開始)

○ 119 115年前納 ○ 120 116年前納(4月開始)

○ 121 117年前納 ○ 122 118年前納(4月開始)

○ 123 119年前納 ○ 124 120年前納(4月開始)

○ 125 121年前納 ○ 126 122年前納(4月開始)

○ 127 123年前納 ○ 128 124年前納(4月開始)

○ 129 125年前納 ○ 130 126年前納(4月開始)

○ 131 127年前納 ○ 132 128年前納(4月開始)

○ 133 129年前納 ○ 134 130年前納(4月開始)

○ 135 131年前納 ○ 136 132年前納(4月開始)

○ 137 133年前納 ○ 138 134年前納(4月開始)

○ 139 135年前納 ○ 140 136年前納(4月開始)

○ 141 137年前納 ○ 142 138年前納(4月開始)

○ 143 139年前納 ○ 144 140年前納(4月開始)

○ 145 141年前納 ○ 146 142年前納(4月開始)

○ 147 143年前納 ○ 148 144年前納(4月開始)

○ 149 145年前納 ○ 150 146年前納(4月開始)

○ 151 147年前納 ○ 152 148年前納(4月開始)

○ 153 149年前納 ○ 154 150年前納(4月開始)

○ 155 151年前納 ○ 156 152年前納(4月開始)

○ 157 153年前納 ○ 158 154年前納(4月開始)

○ 159 155年前納 ○ 160 156年前納(4月開始)

○ 161 157年前納 ○ 162 158年前納(4月開始)

○ 163 159年前納 ○ 164 160年前納(4月開始)

○ 165 161年前納 ○ 166 162年前納(4月開始)

○ 167 163年前納 ○ 168 164年前納(4月開始)

○ 169 165年前納 ○ 170 166年前納(4月開始)

○ 171 167年前納 ○ 172 168年前納(4月開始)

○ 173 169年前納 ○ 174 170年前納(4月開始)

○ 175 171年前納 ○ 176 172年前納(4月開始)

○ 177 173年前納 ○ 178 174年前納(4月開始)

○ 179 175年前納 ○ 180 176年前納(4月開始)

○ 181 177年前納 ○ 182 178年前納(4月開始)

○ 183 179年前納 ○ 184 180年前納(4月開始)

○ 185 181年前納 ○ 186 182年前納(4月開始)

○ 187 183年前納 ○ 188 184年前納(4月開始)

○ 189 185年前納 ○ 190 186年前納(4月開始)

○ 191 187年前納 ○ 192 188年前納(4月開始)

○ 193 189年前納 ○ 194 190年前納(4月開始)

○ 195 191年前納 ○ 196 192年前納(4月開始)

○ 197 193年前納 ○ 198 194年前納(4月開始)

○ 199 195年前納 ○ 200 196年前納(4月開始)

○ 201 197年前納 ○ 202 198年前納(4月開始)

○ 203 199年前納 ○ 204 200年前納(4月開始)

○ 205 201年前納 ○ 206 202年前納(4月開始)

○ 207 203年前納 ○ 208 204年前納(4月開始)

○ 209 211年前納 ○ 210 212年前納(4月開始)

○ 211 213年前納 ○ 212 214年前納(4月開始)

○ 213 215年前納 ○ 214 216年前納(4月開始)

○ 215 217年前納 ○ 216 218年前納(4月開始)

○ 217 219年前納 ○ 218 220年前納(4月開始)

○ 219 221年前納 ○ 220 222年前納(4月開始)

○ 221 223年前納 ○ 222 224年前納(4月開始)

○ 223 225年前納 ○ 224 226年前納(4月開始)

○ 225 227年前納 ○ 226 228年前納(4月開始)

○ 227 229年前納 ○ 228 230年前納(4月開始)

○ 229 231年前納 ○ 230 232年前納(4月開始)

○ 231 233年前納 ○ 232 234年前納(4月開始)

○ 233 235年前納 ○ 234 236年前納(4月開始)

○ 235 237年前納 ○ 236 238年前納(4月開始)

○ 237 239年前納 ○ 238 240年前納(4月開始)

○ 239 241年前納 ○ 240 242年前納(4月開始)

○ 241 243年前納 ○ 242 244年前納(4月開始)

○ 243 245年前納 ○ 244 246年前納(4月開始)

○ 245 247年前納 ○ 246 248年前納(4月開始)

○ 247 249年前納 ○ 248 250年前納(4月開始)

○ 249 251年前納 ○ 250 252年前納(4月開始)

○ 251 253年前納 ○ 252 254年前納(4月開始)

○ 253 255年前納 ○ 254 256年前納(4月開始)

○ 255 257年前納 ○ 256 258年前納(4月開始)

○ 257 259年前納 ○ 258 260年前納(4月開始)

○ 259 261年前納 ○ 260 262年前納(4月開始)

○ 261 263年前納 ○ 262 264年前納(4月開始)

○ 263 265年前納 ○ 264 266年前納(4月開始)

○ 265 267年前納 ○ 266 268年前納(4月開始)

○ 267 269年前納 ○ 268 270年前納(4月開始)

○ 269 271年前納 ○ 270 272年前納(4月開始)

○ 271 273年前納 ○ 272 274年前納(4月開始)

○ 273 275年前納 ○ 274 276年前納(4月開始)

○ 275 277年前納 ○ 276 278年前納(4月開始)

○ 277 279年前納 ○ 278 280年前納(4月開始)

○ 279 281年前納 ○ 280 282年前納(4月開始)

○ 281 283年前納 ○ 282 284年前納(4月開始)

○ 283 285年前納 ○ 284 286年前納(4月開始)

○ 285 287年前納 ○ 286 288年前納(4月開始)

○ 287 289年前納 ○ 288 290年前納(4月開始)

○ 289 291年前納 ○ 290 292年前納(4月開始)

○ 291 293年前納 ○ 292 294年前納(4月開始)

○ 293 295年前納 ○ 294 296年前納(4月開始)

○ 295 297年前納 ○ 296 298年前納(4月開始)

○ 297 299年前納 ○ 298 300年前納(4月開始)

○ 299 301年前納 ○ 300 302年前納(4月開始)

○ 301 303年前納 ○ 302 304年前納(4月開始)

○ 303 305年前納 ○ 304 306年前納(4月開始)

○ 305 307年前納 ○ 306 308年前納(4月開始)

○ 307 309年前納 ○ 308 310年前納(4月開始)

○ 309 311年前納 ○ 310 312年前納(4月開始)

○ 311 313年前納 ○ 312 314年前納(4月開始)

○ 313 315年前納 ○ 314 316年前納(4月開始)

○ 315 317年前納 ○ 316 318年前納(4月開始)

○ 317 319年前納 ○ 318 320年前納(4月開始)

○ 319 321年前納 ○ 320 322年前納(4月開始)

○ 321 323年前納 ○ 322 324年前納(4月開始)

○ 323 325年前納 ○ 324 326年前納(4月開始)

○ 325 327年前納 ○ 326 328年前納(4月開始)

○ 327 329年前納 ○ 328 330年前納(4月開始)

○ 329 331年前納 ○ 330 332年前納(4月開始)

○ 331 333年前納 ○ 332 334年前納(4月開始)

○ 333 335年前納 ○ 334 336年前納(4月開始)

○ 335 337年前納 ○ 336 338年前納(4月開始)

○ 337 339年前納 ○ 338 340年前納(4月開始)

○ 339 341年前納 ○ 340 342年前納(4月開始)

○ 341 343年前納 ○ 342 344年前納(4月開始)

○ 343 345年前納 ○ 344 346年前納(4月開始)

○ 345 347年前納 ○ 346 348年前納(4月開始)

○ 347 349年前納 ○ 348 350年前納(4月開始)

○ 349 351年前納 ○ 350 352年前納(4月開始)

○ 351 353年前納 ○ 352 354年前納(4月開始)

○ 353 355年前納 ○ 354 356年前納(4月開始)

○ 355 357年前納 ○ 356 358年前納(4月開始)

○ 357 359年前納 ○ 358 360年前納(4月開始)

○ 359 361年前納 ○ 360 362年前納(4月開始)

○ 361 363年前納 ○ 362 364年前納(4月開始)

○ 363 365年前納 ○ 364 366年前納(4月開始)

○ 365 367年前納 ○ 366 368年前納(4月開始)

○ 367 369年前納 ○ 368 370年前納(4月開始)

○ 369 371年前納 ○ 370 372年前納(4月開始)

○ 371 373年前納 ○ 372 374年前納(4月開始)

○ 373 375年前納 ○ 374 376年前納(4月開始)

○ 375 377年前納 ○ 376 378年前納(4月開始)

○ 377 379年前納 ○ 378 380年前納(4月開始)

○ 379 381年前納 ○ 380 382年前納(4月開始)

○ 381 383年前納 ○ 382 384年前納(4

銀行等使用欄 印面合 受付		国民年金保険料口座振替依頼書 (金融機関・ゆうちょ銀行用)											
		国民年金保険料を口座振替により納付したいので、裏面の 約定を種約のうえ依頼します。											
年 月 日		年 月 日											
基礎年金番号		生年月日		電話番号種別		電話番号		年 月 日					
				1.自宅 3.勤務先		2.携帯 4.その他							
国民年金 基本保険 者	氏 名		姓		名		姓		名		姓		
金 融 機 間 名 支 店 名 預 金 権 利 口座番号(右詰めて記入) 金利割合(年利) 金利算定期間													
<input checked="" type="radio"/> 1.銀行 <input type="radio"/> 4.労働金庫 <input type="radio"/> 2.信用金庫 <input type="radio"/> 5.農業協同組合 <input type="radio"/> 3.郵便局 <input type="radio"/> 6.支店未開設													
1 店 3 本店 1 普通 2 店 4 支店 2 当座													
種口コード(右詰めて記入) 通帳記号(右詰めて記入) ① 翌月末振替 ④ 当月末振替(年利) ゆうちょ銀行 1 6 6 3 2 1 0 ② 6月前納 ⑤ 2年前納 ③ 1年前納 ⑥ 2年前納(4月開設)													
プリガナ													
口座名義人氏名													
裏面印													
保険料の支拂い期日(例) 例) 1月1日(月) 1月1日(月) 1月1日(月) 保険料の支拂い期日(例) 例) 1月1日(月) 1月1日(月) 1月1日(月) 保険料の支拂い期日(例) 例) 1月1日(月) 1月1日(月) 1月1日(月) なつとく場所(例) 例) お勤めの場所(例) 例) お勤めの場所(例) お勤めの場所(例) 例) お勤めの場所(例) 例) お勤めの場所(例) ① 一般銀行・郵便局・勤務先の口座は、口座振替の前よりお預り は不可であります。至る所承認書をひります。													

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、同じ期間を納付書で納める場合より割引されます。

■ 手続き方法

1. 申出書に必要事項を記入

口座振替を希望する場合は、同封の「国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書」に必要事項を記入してください。

2. 申出書を提出

・年金事務所または金融機関・郵便局への提出

お近くの年金事務所窓口または通帳をお持ちの金融機関・郵便局へご提出いただくか、同封の返信用封筒によりご提出ください。

・オンラインによる申請

マイナポータルとねんきんネットを連携することで、マイナポータルを経由した「ねんきんネット」上での口座振替申出の手続きができます。（一部の金融機関では対応できません。）

マイナポータルとねんきんネットの連携は20歳到達月の翌月中旬以降に手続き可能となるので、オンラインにて口座振替を希望される場合は、連携手続きを行った後に申し込みしてください。

●お支払い保険料と前納割引額

口座振替による前納の割引額が
一番大きくなります！

【令和7年度額】

種類	1ヶ月		6ヶ月		1年		2年		
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	
口座振替	17,510円	※	—	103,870円	1,190円	205,720円	4,400円	408,150円	17,010円
引落日	毎月末日 (申出をいただいた翌月以降)		(上期) 4月末日 (下期) 10月末日		4月末日				

※毎月の国民年金保険料を納付期限よりも1カ月早く口座振替すると、保険料が60円割引されます。

※口座振替による前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、振替開始時から年度末（又は翌年度末）までの保険料をまとめて振替ができます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

※直近の4月から2年分の保険料の前納（開始）を希望される場合は、振替方法を「2年前納（4月開始）」に選択のうえ、申出書を2月末までに日本年金機構に提出（必着）してください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

【注意事項】

- 口座振替のスケジュールや引き落とし金額は、手続き完了後にお送りする「国民年金保険料口座振替開始（変更）・振替額通知書」および「国民年金保険料口座振替額通知書」でお知らせします。
 - 残高不足で口座からの振替ができなかった場合は「翌月末振替」になります。次回の前納振替日までの間、割引がありません。
 - 口座振替が開始されるまでは、同封の納付書で納めてください。口座振替が開始されるまで1~2カ月程度かかります。
 - 引落日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としされます。
 - イオン銀行およびGMOあおぞらネット銀行以外のインターネット専業銀行では口座振替のご利用はできません。
 - 国民年金保険料の払い過ぎ等により還付（払い戻し）が発生した場合、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望することができます。「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2~3カ月程度の期間がかかります。

クレジットカードによる納付を希望される方

見本

年金事務所用	決 算 令 和 年 月 日
東京センター 函館センター 新潟センター 福岡センター 熊本センター 沖縄センター	アーチー スル ル ル ル ル
国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書	
日本年金機構理事長 あて 私は、下記国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した 納付書は、指定代理納付者へ送付してください。	
1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等	
被保険者番号(10桁)で申し立てる場合は「個人番号(または基礎年金番号)」欄に左詰めで記入してください。 ①個人番号(または基礎年金番号) ②生年月日 ③性別 ④電話番号 ⑤カード番号(右詰めで記入) ⑥カード有効期限 ⑦クレジットカード名義人氏名(白墨) ⑧被保険者の性別 ⑨電話番号 ※クレジットカード名義人へお問い合わせください。	
ご用意いただけたクレジットカードに○印をつけてください。 1. アメックス・エキスプレス 2. インペ 3. NCB両速 4. O.C 5. O.P.I.e 6. セゾン 7. J.C.B 8. 三井住友カード(FS) 9. タナスクラブ 10. ジャックス 11. 瑞島 12. トヨタファイナンス 13. 日通 14. 三井住友 15. 三井UFJニコス 16. U.C.S 17. ライフカード 18. 楽天 19. V.I.S.A 20. Master	
納付方法 1 每月納付 2 6ヶ月前納 3 1年前納 5 2年前納 6 2年前納(4月開始)	
※「6ヶ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」の場合は、割引された保険料をカード会社が立替納付します。 割引額が多いためは、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」、「1年前納」、「6ヶ月前納」の順になります。 (注)ご利用になるクレジットカードの利用限度額が納付する国民年金保険料額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。 また、支払額は割引額の1割とさせていただきます(分割払い、リボ払い等はご利用いただけません)。 (注)クレジットカード納付料の手数料がかかるまで、原則、お申し出された内容によるクレジットカード納付が継続します。	
2. 対象保険料: 国民年金保険料 ※各月の支払額のうち保険料、一部保険料(一部納付)で立替納付を希望する場合は、クレジットカード納付はご利用いただけません。	
※3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。 【提出用】 【提出用】 【提出用】	
1枚目 2025 1016 029	

クレジットカード納付を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。

また、クレジットカードから継続的にお支払いいただく方法で、「前納」も可能です。

手続き方法

1. 申出書に必要事項を記入

クレジットカード納付を希望する場合は、「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」に必要事項を記入してください。

※申出書は日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp>)からダウンロードできます。

2. 申請書を提出

お近くの年金事務所窓口へご提出いただくか、同封の返信用封筒によりご提出ください。

●お支払い保険料と前納割引額

【令和7年度額】

種類	1ヶ月		6ヶ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
クレジット	17,510円	※	—	104,210円	850円	206,390円	3,730円	409,490円
立替納付日	毎月末日 (申出をいただいた翌月以降)		(上期) 4月末日 (下期) 10月末日		4月末日			

※当月分の保険料(17,510円)が当月末に立替納付されます。

※クレジットカードによる前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、立替開始時から年度末(又は翌年度末)までの保険料をまとめて立替ができます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

※直近の4月から2年分の保険料の前納(開始)を希望される場合は、納付方法を「2年前納(4月開始)」に選択のうえ、申出書を2月末までに日本年金機構に提出(必着)してください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

【注意事項】

- クレジットカード納付が開始されるまでは、同封の納付書で納めてください。クレジットカード納付は、開始まで2ヶ月程度かかります。
- クレジットカードの有効期限が到来した場合やクレジットカード番号が変更になった時は、改めて申出書の提出が必要となります。ただし、指定代理納付者が発行するクレジットカードを利用している場合は、有効期限が到来した場合でも改めてお手続きいただく必要はありません。
※指定代理納付者については日本年金機構ホームページで確認できます。
- クレジットカードの名義人が被保険者と異なる場合は、同意書が必要です。同意書は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

学生の方で経済的に納付が困難な場合は

見本

様式コード
4 6 2 3

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金保険料支給年月
金和 年 月 日

以下のとおり年金保険料の納付猶予を申請します。
支給年月の記入欄を空欄にしてください。
この申請は必要な本人に属する年齢（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市町村（前住戸等を含む）および日本年金機構に委託します。

住所：
被保険者氏名：

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左記めで記入してください。

A 基本情報

① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 生年月日 (例) 5 昭和 7 年 月 日	③ 氏名	④ 電話番号 1. 自宅 2. 携帯電話 3. その他 4. その他
-----------------------	----------------------------	------	--

B 申請内容

⑤ 申請期間 (平成XX年XX月XX日～平成XX年XX月XX日)	平成 年 月から 平成 年 月まで 令和 年 月から 令和 年 月まで
⑥ 在学予定期間 (入学年月) 平成 令和 年 月から 年 月まで	(卒業予定期間) 平成 令和 年 月から 年 月まで
⑦ 学校の名称	⑧ 学校の所在地 都道府県
⑨ 学生の区分 1. 学生（学位あり） 2. 通学制・通学課程 3. 科目履修生	4. 研究生 5. その他 ()
⑩ 学生証の有効期限 平成 令和 年 月末まで有効	※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。
⑪ 前年所得 1. なし 2. あり（128万円以下） 3. あり（128万円超）	⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり（人）・なし】
⑫ 特例認定区分（税額） 1. 失業 年 月 日 ⇒ 就用保険加入（あり・なし） 2. 天災等 3. その他（ ）	
⑬ 優遇	

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

市区町村確認欄 学生証確認

【留意事項】
○学生証のコピーをA4判で添付してください。
○学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。
○在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。

53年 2504 1016 018

いずれかの方法で「国民年金保険料学生納付特例申請書」をご提出ください。

■マイナポータルを利用した電子申請※1



- マイナンバーカードと学生証※2をご準備いただき、マイナポータルへログインしてください。
- マイナポータルのトップ画面で「年金」を選択し、遷移先の『年金』画面で『国民年金保険料の免除』で「学生納付特例」を選択してください。
- 『国民年金に関する手続』画面で「保険料の免除・納付猶予、または学生納付特例」を選択してください。
- 案内に沿って必要事項を入力して申請を行ってください。

申請の際は、学生証※2の画像または在学証明書の画像のアップロードが必要です。

■同封の「学生納付特例申請書」による申請



- 申請書に必要事項を記入してください。
紛失や書き損じの場合は、市（区）役所、町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページでも入手できます。
- 学生証※2の写しを添付し申請書を提出してください。
住民票を登録している市（区）役所・町村役場の国民年金窓口、または年金事務所窓口へご提出いただくか、同封の返信用封筒によりご提出ください。

※1 電子申請を利用する場合、マイナポータルとねんきんネットの連携が必要となります。

マイナポータルとねんきんネットの連携は、20歳到達月の翌月中旬以降に可能となるので、電子申請を希望される場合は、連携を行った後に申し込みしてください。

※2 「学生納付特例申請書」を申請する際には、在学期間がわかる学生証（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）または在学証明書が必要です。

■学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

※学生納付特例が承認された期間は、年金の受給資格期間として計算されますが、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を計算する際の対象になりません。10年以内であれば、学生納付特例が承認された期間の保険料をさかのぼって納める（追納制度）ことで将来受け取る年金額を増やすことができます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

■学生納付特例の手続きをするメリット

学生納付特例が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るための期間に算入されます。

また、学生納付特例が承認された期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が起こった場合に、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

※令和7年度の年金額（年額）

障害基礎年金1級・・・1,039,625円 障害基礎年金2級および遺族基礎年金・・・831,700円

■在学中の学校でもお手続きができる場合があります

在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を行う法人として指定を受けている場合は、学校等で申請書の提出ができます。

※指定を受けている学校等は日本年金機構ホームページで確認できます。

● 「学生納付特例」と「未納」の違い

	納付	学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に…	含まれる	含まれない	含まれない

学生以外の方にも免除制度があります

様式コード	4 6 1 3 5
国民年金保険料免除・納付猶予申請書	
日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日 以下のとおり免除・納付猶予を申請します。 ご自身および世帯主の年収が限られないことを申立てます。 この申請は必要と本人・配偶者および世帯主に関する情報(年齢・性別・生年月日・扶養親族等)の確認について、市区町村(住所を記入する場合)および日本年金機構に受託します。 〒 住所: 被保険者氏名:	



被保険者番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号(または基盤年金番号)」欄に左詰めで記入してください。		
① 個人番号(または基盤年金番号)	② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. おたずね 4. その他
③ 被保険者氏名	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 6. 平成
⑤ 配偶者氏名	⑥ 配偶者生年月日	7. 昭和 8. 平成
⑦ 世帯主氏名	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。	
⑧ 特記事項	◆配偶者が別世帯の場合は、被保険者の個人番号(12桁の番号)を記入してください。 ◆年金開始日が別世帯の場合に必要(扶養・配偶・世帯主)、扶養・世帯主変更等)がある場合は、変更事由、対象者氏名および更年月日を記入してください。また、申請期間中に海外転出がある場合は、国名と転出日を記入してください。 ◆「※申請期間」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住している場合は、国名および転入日を記入してください。	
(記載者が別世帯の場合) 記載者の個人番号 () - - -		
⑨ 免除等区分	◆年金開始日が別世帯の場合には、以下の免除等区分に全て対応します。事業を希望しない免除等がある場合は、該当する数字を「X」で括りしてください。 ※「納付猶予」の年金開始日が別世帯の場合には、その算定(1年)欄に記入してください。 1. 全額免除 2. 納付猶予 3. 4分の1免除 4. 半額免除 5. 4分の1免除 (保険料全額を猶予) (保険料納付を猶予) (保険料1/2納付が必要) (保険料1/4納付が必要)	
⑩ 申請期間	令和 年度分	
⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者: 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり() なし 配偶者: 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり() なし 世帯主: 16歳以上19歳未満の扶養親族 あり() なし	
⑫ 配偶者認定	被保険者: 失業 等 年 月 → 専用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 配偶者: 1. 失業 等 年 月 → 専用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 世帯主: 1. 失業 等 年 月 → 専用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()	
⑬ 繼続希望	1. 「全額免除または納付猶予」を選択した場合は、該年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 ※該年度以降は、年金の受給資格期間として計算されますが、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を計算する際の対象になりません。 2. 1年を切らかずして、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の資格基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。 ※該年度以降は、年金の受給資格期間として計算されますが、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を計算する際の対象になります。	
⑭ 備考		

※ 所得に関する情報について、算定法に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

S3年 2007 1016 002

いずれかの方法で「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」をご提出ください。※1

■マイナポータルを利用した電子申請※2

- マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルへログインしてください。
- マイナポータルのトップ画面で「年金」を選択し、遷移先の「年金」画面で『国民年金保険料の免除』で「保険料の免除・納付猶予」を選択してください。
- 『国民年金に関する手続』画面で「保険料の免除・納付猶予、または学生納付特例」を選択してください。
- 案内に沿って必要事項を入力して申請を行ってください。

■同封の「免除・納付猶予申請書」による申請

- 申請書に必要事項を記入してください。
紛失や書き損じの場合は、市(区)役所、町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページでも入手できます。
- 申請書を提出してください。
住民票を登録している市(区)役所・町村役場の国民年金窓口、または年金事務所窓口へご提出いただくか、同封の返信用封筒によりご提出ください。

- ※1 学生納付特例に該当する方は、上記の免除・納付猶予の申請はできません。
- ※2 電子申請を利用する場合、マイナポータルとねんきんネットの連携が必要となります。
マイナポータルとねんきんネットの連携は20歳到達月の翌月中旬以降に可能となるので、電子申請を希望される場合は、連携を行った後に申し込みしてください。

■免除(全額免除・一部免除)制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。
なお、一部免除は、減額された保険料を認めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。

■納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

※納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間として計算されますが、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を計算する際の対象になりません。10年以内であれば、保険料免除・納付猶予が承認された期間の保険料をさかのぼって納める(追納制度)ことで将来受け取る年金額を増やすことができます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

■免除・納付猶予の手続きをするメリット

保険料の全額免除が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取る際に、全額納めた場合の2分の1の年金額を受け取れます。

また、免除・納付猶予が承認された期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が起こった場合に、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

未納のままにしておくと、将来受け取る老齢基礎年金だけでなく、万が一の障害年金や遺族年金も受け取れない場合があります。

●「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…	含まれる	含まれる	<ul style="list-style-type: none"> 減額された保険料を納めた場合 →含まれる 減額された保険料を認めない場合 →含まれない 	含まれる	含まれない 含まれない
老齢基礎年金の年金額に…	含まれる	*含まれる	<ul style="list-style-type: none"> 減額された保険料を納めた場合 →*含まれる 減額された保険料を認めない場合 →含まれない 	含まれない	含まれない 含まれない

※ 保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりです。

●全額免除の場合…2分の1 ●3/4免除の場合…8分の5 ●半額免除の場合…4分の3 ●1/4免除の場合…8分の7

年金制度に加入したら「ねんきんネット」に登録を

見本

■ ねんきんネットは、年金記録の確認、年金見込額の試算、通知書の閲覧、年金に関する各種手続き等が行えるサービスです！

■ 「マイナポータル」から簡単に利用登録することができます。

※マイナポータルとねんきんネットの連携は20歳到達月の翌月中旬以降に手続き可能となります。



ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

STEP 1

マイナポータルにログイン

マイナポータルアプリのTOPページ「登録・ログイン」を選択し、数字4桁のパスワードとマイナンバーカードを用いてログイン

マイナポータルにログイン



登録・ログイン

ログインせずに利用

STEP 2

マイナポータルからねんきんネットのご利用（連携）手続き

マイナポータルTOP画面の「年金」を選択。年金メニュー画面上の「連携をはじめる」を選択し、ねんきんネットの利用（マイナポータルとねんきんネットの連携）を申込。⇒ 手続き完了！



STEP 3

ねんきんネットの利用開始

メニュー

ねんきんネットの各機能は、左上の「メニュー」から選択

※ マイナポータルから利用登録する場合の利用登録が可能な時間は、平日8時から23時までです。

※ 利用登録後は、24時間いつでも「ねんきんネット」をご利用いただけます。

ぜひ、ねんきんネットの便利な機能をご利用ください！



ねんきんネットのサービスはこちら

◆ 国民年金加入後の注意事項等

保険料の納付又は保険料免除等の手続きは忘れずに！

■ 国民年金保険料を未納のままにすると・・・

被保険者はもとより連帯納付義務者である世帯主または配偶者の財産が差し押さえられることがあります。また、納付期限の翌日から法の定める延滞金が課されることがあります。

■ 国民年金保険料のご案内は民間事業者に委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料が未納の方に対して電話や文書による納付督促を民間事業者に委託しています（土・日・祝日や夜間にも行っています）。

委託事業の内容や、お住まいの地域を担当する委託事業者は、日本年金機構ホームページで確認できます。※民間事業者の担当者が訪問することや現金をお預かりすることはありません。

産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要です！



●届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4カ月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したものとして、将来受け取る老齢基礎年金の年金額に反映されます。

※出産には妊娠85日以上の死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。

●申請は、マイナポータルを利用した電子申請または、市（区）役所もしくは町村役場の国民年金窓口に届出してください。（保険料を納付されている場合は後日お返しします。）

「産前産後免除」に関する詳しい内容や届出については、日本年金機構ホームページをご覧ください。 国民年金 産前産後 検索

一般的な国民年金の加入・保険料に関するお問い合わせは『ねんきん加入者ダイヤル』へ！

お問い合わせの際は、基礎年金番号、照会番号または個人番号がわかるものをご用意ください

0570-003-004

全国一律の通話料金でご利用いただけます。通話料金定額プランの対象外です。
050から始まる電話からおかけになる場合 (東京) 03-6630-2525

【受付時間】
月～金曜日 8：30～19：00
第2土曜日※ 9：30～16：00

※ 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29
～1/3はご利用いただけません。

お電話がつながりにくい場合は、恐れ入りますが納付案内書に記載の年金事務所へお電話いただきますようお願いいたします。

代理の方がおかけになる場合

- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- 個人番号でのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。